

第6回敦賀市立地適正化計画策定委員会 会議録要旨

開催日時	平成30年11月26日 月曜日 14:00~15:00	開催 場所	防災センター3階 災害対策本部室
委員	【出席】7名 【欠席者】1名		
事務局	都市政策課		

1. 議題

- (1) 敦賀市立地適正化計画（案）について
- (2) 市民説明会の内容について
- (3) スケジュールについて

2. 会議要旨

(1) 敦賀市立地適正化計画（案）に対する意見等

(委員) 計画策定に関して、国や県とは協議を行っているのか。

(事) 随時協議や報告を行っている。近々では、今年9月に国交省都市局とヒアリングを行い、概ね了承を頂いている。また、福井県都市計画課とも委員会や庁内検討会の内容について報告し、意見等を頂いている。

(副委) 公共交通のコミュニティバスに関して、「1時間に3本以上」のエリアが多いため、公共交通は便利としているが、市民アンケートでは公共交通に対する不満が多数見受けられ、市の認識と市民の意識のズレが生じている。特に公共交通は都市を形成するネットワークに関わってくるため、現状の公共交通で計画のような誘導ができるのか。市民の意識に配慮した書き方とした方が良いのではないか。

(事) 書き方について検討する。

(副委) 都市機能に必要とされる機能について、既存の施設を誘導施設に位置付けるだけで、郊外への進出が抑制されるように読める。位置付けるだけでなく“対策も講じる中で誘導を図る”という表現にしてはどうか。

(事) 書き方について再検討する。

(委員長) 公共施設等総合管理計画は策定されているのか。この計画と連携させて記載することもあっても良いのではないか。

(事) 公共施設等総合管理計画は策定済。計画を策定する中で連携は図っている。

(副委) 評価方法の検討のモニタリングは市が行うのか。また、検証結果の公表が必要ではないか

(事) 市が実施することになる。検証結果は都市計画審議会等で公表を行う形を想定している。

(委員) 立地適正化計画の届出の施行開始はいつ頃か。

(事) 計画は今年度3月末に公表予定であり、公表した時点から計画としての効果を発揮する。

(副委) 居住誘導区域の割合は他都市と比べて多い方なのか。

(事) 区域の大きさは全国の自治体で様々であり、都市の実情にもよるため一概には大きい、小さいは言えないが、第一弾として公表された約100程度の計画は割合が高く、それらと比べると割合は小さい。国交省のヒアリング結果では、頑張っていると評価を頂いたが、最近公表されている都市の中では標準ぐらいではないかと考えている。

(委員) 届出の中で、あっせん、勧告ということが書かれているが、届出が必要との説明であったが、勧告というと許認可のように感じるが、そのあたりの見解はどうなのか。

(事) 現行制度では、区域外では届出は必要であるが、強制力はない。あっせん、勧告は、市へ届出があった際、居住誘導区域等へ住んでいただくための施策の紹介であったり、区域へのお願いであったりを行うものである。

相談の内容によっては、その開発行為等が好ましくないものであった場合、勧告等は出てくる場合もあるとは考えられる。勧告に該当する内容がどういったものかは今お答えできないが、今後全国的な状況等を注視していきたい。

(委員) 現在では届出義務だけということか。

(事) その通りである。ただし、この届出については、国の方でも実態調査を行っており、全国的な状況によって内容が変わってくるのではないかと考えている。

(委員長) 届出だけではなく、制限的なものも今後出てくる可能性があるということで、誘導を図るための方針に変更が生じてくることは今後考えられる。

(委員) 届出の対象となる行為については、全国统一か。

(事) 法律に基づいた形であり、全国统一のものである。

(2) 市民説明会の内容に対する意見等

(委員長) 居住誘導区域に、若年世代が多く住むこととなるが、居住誘導区域外のエリアは、高齢者が残りスポンジ化してしまう。区域外は乗換拠点(ハブ)を作ることが大きな方針となり、市民としては今後どのようにカバーされていくのか気になる場所である。市民への説明の仕方が重要となるように思われるので、丁寧な説明をお願いしたい。

(事) 中間説明会でも区域外の方針について市民の方から説明を求められた。計画書にも記載しているが、これまでどおりの居住環境の保全・維持に努めて行くことで説明を行っていきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

(事) 今後の計画の修正については、大きな変更が伴わなければ、委員長、副委員長にご報告・ご意見を頂きながら、計画書を仕上げていきたい。

(委員全員) 了承。

以上で策定委員会を終了。

3 閉会

- ※ (委員長) = 策定委員会委員長
- (副委) = 策定委員会副委員長
- (委員) = 策定委員会の委員
- (事) = 事務局 (都市政策課)
- (オ) = オブザーバー (嶺南振興局敦賀土木事務所)